

2019.12.25

櫻木国際特許事務所

## ニュース： 韓国における商標登録表示に関する留意点について

韓国の代理人である金・張法律事務所より、韓国における商標登録表示に関して留意すべき点の情報が入りましたので下記のとおりご連絡致します。

現在韓国では、商標登録表示は、「登録商標」という表現以外に「商標登録」、「商標」、「商標権」等を代替用語として使用することができ、さらに、これらを英文または漢字で表示することができるかとされています。(2019年10月28日新設の「知識財産権表示指針」による。)

ここで注意すべき点は、下記のとおりです。

- ・登録商標に限ってのみ「®」表示を使用することができる。
- ・権利が消滅した製品に商標登録表示を付してはならない。
- ・存続期間満了や取消し、無効などによって権利が消滅した後も流通している商品に権利表示が残っている場合には、権利の消滅事実を表示しなければならない。
- ・虚偽表示に該当するものに対しては、韓国知識財産保護院の是正措置や特許庁の是正勧告措置が取られる可能性がある。

韓国のマスコミ情報によると、「韓国特許庁は最近、商標権等の虚偽表示をした幼児用教具1000件以上に対して是正勧告等の措置を行った」旨の報道がなされているようです。

なお、是正勧告等の措置があった事例は下記のとおりです。

- ・消滅した商標権の登録番号等を表示したケース
- ・商標やデザインを特許として表示するなど権利名称を誤って表示したケース
- ・登録が拒絶された出願番号を表示したケース

韓国特許庁では、今後も国民の健康や安全と関連した製品の虚偽表示に対するモニタリングを強化する予定であるようです。